

令和 8 年度 宮崎県消費生活対策審議会 議事録（概要）

1 日時

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 1 時 3 0 分～午後 3 時

2 場所

県庁防災庁舎 防 5 3 号室

3 出席者

(1) 委員（1 2 名）

大山委員、立山委員、逆瀬川委員、有嶋委員、伊波委員、石川委員、横山委員、
小山田委員、神谷委員、早水委員、宇都宮委員、鳥取委員

(2) 事務局

総合政策部次長、生活・協働・男女参画課長、消費生活センター所長ほか

4 報告

報告 1 宮崎県消費者基本計画について（資料 1）

報告 2 令和 7 年度の実績について

① 県内消費生活センターの相談・啓発の状況について（資料 2－1）

② 宮崎県消費者教育推進計画の取組状況について（資料 2－2）

報告 3 令和 8 年度の取組について

① 宮崎県消費者基本計画の取組について（資料 3－1）

② 県消費生活センターの取組について（資料 3－2）

5 会議経過及び主な意見等

(1) 総合政策部次長挨拶

(2) 報告

事務局から、資料に沿って説明。

以下、質疑応答の内容。

報告 1 宮崎県消費者基本計画について

（本報告について、委員からの質疑・意見なし）

報告 2 令和 7 年度の実績について

委員： 令和 7 年度の出前講座は実績が 240 件、受講者数が 11,321 名で開催されているが、
参加した方がどういった感じで理解されたのか、今後どういふことを知っていきたいか
といったアンケートなどは取っているか。

事務局： 受講者個人へのアンケートは行っておらず、依頼をいただいた団体様や、学校

の担任の先生方からアンケートをいただき、今回の講座でこういった学びがあったかを確認している。

委員： 当団体でも介護福祉士や保育士など福祉人材に関する講座をしており、中学校や高校へ出前講座に行く。外部委員から、「子供たちはどんな感じの反応でしたか」と質問されることがあるため、一部の出前講座で学生にアンケートを取って集計している。何か分かるようなアンケートをとれば、今後の参考になると思う。

事務局： 啓発を次に繋げるという意味では、受講者の意見をいただくのは非常に重要なことである。今の御提言を踏まえ、今後検討させていただきたい。

委員： 令和7年度の県の相談受付件数は減少している。消費者基本計画に課題として相談員の高齢化とあるため、ベテランから若い人になる過渡期にあるから受付件数が減っているのかなとも思うが、この受付件数をどう分析するか。ベテランがいなくなる前に技術を継承してもらいたい。

事務局： 令和6年度と比べると県の相談件数が500件程度減っている。これは、相談を受けられなかった件数もあると考えている。県の相談員は、20数年のベテランから1年目の者までいる。1年目の相談員が相談を受け付ける件数はそう多くなく、また、間違った回答ができないためベテランが横に付いて指導するOJTを行っている。そうした指導に時間を割いていることも、若干の件数減の要因の一つかもしれない。

委員： 資料2-2の報告資料の記載について、派遣事業等の項目で記載が足りない箇所や空欄がある。この資料は公表されるものであるため、外部の人が見て具体的な内容が伝わるよう、記載内容の精査や様式の改善を検討してほしい。

事務局： 御指摘のとおり、記載が足りない項目があるため、次回はより見やすく改善された様式で報告させていただく。

報告3 令和8年度の実績について

委員： 教職員を対象とした消費者教育について、令和7年度の実績は社会科の先生を対象とした21人が参加している。学習指導要領にも載っているため社会科や家庭科の先生は研修が必要だが、それだけでなく、小中高の他教科の教員へも広く研修の機会があった方が効果は大きいのではないかと。

事務局： 消費生活センターに消費者教育コーディネーターを配置し、出前講座等を行っている。今後、広く周知して取り組んでいきたい。

委員： 現在、中高生に対し、J-FLECの立場で教育指導要領や金融リテラシーに基づいて金融教育に関する講義を行っている。学校の先生も試行錯誤しながら授業を進めており、私も協力しているところ。教科書だけで勉強している学生に対し、金融教育をしていくのは難しいところもあるが、結果を報告したい。

委員： 無料弁護士相談について、適格消費者団体を目指している『消費者ネットみやぎ』でも無料相談を行っているので、声をかけてみてはどうか。

事務局： 相談の機会を増やすため、様々な団体と連携していきたい。

委員： 国の消費者行政交付金メニューが変更になり、補助率が下がっているメニューもあるため、由々しき事態だと思っている。交付金をうまく活用して対応していきたいため、相談員の人件費の確保など、できれば増額になるよう、国に働きかけて欲しい。

事務局： 交付金については、国の補助率引き下げや期限設定等で影響が出ているが、高齢者等の地域見守りを強化する新たな交付金メニュー等も出てきている。市町村への情報提供を行いながら、できる限り国の予算を確保し有効活用できるよう支援してまいりたい。

委員： 宮崎県消費者基本計画の冊子 P20 では、消費生活センターの認知度は 86%と高いが、P19 を見ると、相談しなかった人は 61%となっている。P21 を見ると相談先がどのようなことをしてくれるか分からないと思っている人が多いため、消費生活センターがあるというアピールでは不十分で、消費生活センターに相談すれば何をしてくれるのか、専門家への相談や他の相談窓口を紹介します、など、内容面も含めてのアピールが必要だと思う。

事務局： 消費生活センターが個人に代わって業者とやり取りする代理人的行為をやってくれると思っている消費者もいるが、話し合いによる解決やあっせんのみ行うことができる。今後、できること、できないことを含めてアピールしていきたい。

委員： 分電盤の相談件数が 25 倍に増えている状況を知らない人が多い。ホームページには書かれているが、見る人は少ない。市報などに掲載してもらい、回覧板に挟んで地域の方に知ってもらう必要があるのではないかと。日南市の司法書士会の相談会では、同様の方法を取っており、回覧板で相談会を知った割合は 95%を占めている。特に年配の方は回覧板を見ているため、市町村にそういった啓発に関するデータを提供し、回覧板に挟んでもらうなどして、「今こんなのが流行っていますよ」、「こういう相談ができる機関がありますよ」というのを常々目に付くような形を整えておくのは、かなり大事なことと思っている。

委員： 出前講座のアンケートをとった際に、受講者やその家族などトラブルに遭っている方の情報が出てくるのではないかと。そういった時に、「相談に乗りますよ」というアプローチをしていけたらいいのではないかと。

事務局： 今後、様々なツールやアウトリーチ的な方法も含めた啓発できるよう考えていきたい。

委員： 以前、社会教育課で生涯学習を担当していた際、地区の区長や婦人部長等を対象に出前講座を実施し、消費生活センターにも研修を依頼していた。その際、参加者 50～60 名にアンケートをお願いし、その結果を消費生活センターへ送付していた事例がある。こうした取組を行っている自治体もあると思うので、今後、他の団体からもアンケートに協力してもらえるのではないかと。

委員： 昨年 12 月まで鹿児島市消費生活センターの消費者リーダーとして、老人クラブなどで出前講座を行っていた。相談体制は当然必要だが、トラブルに遭う前の段階で啓発活動をいかに行うかということが重要である。面と向かって「今こういうことが起こっ

ている」、「こういう電話はないですか」などの話をする、より身近に感じることができるため、出前講座をもっと行うべきである。県消費者基本計画にある市町村の出前講座実施率は、令和 12 年度に 100%目標になっているのに対し、実施回数は令和 6 年度 395 回から令和 12 年度 400 回となっている。市町村実施率 100%を目標にするならば令和 12 年度で 400 回の目標は少なすぎる。人員の問題もあると思うが、鹿児島市の例として、民間の人間を募集し、40 人のリーダーを集めて 1 年間勉強して出前講座を行っている。教職OB・OGやボランティアに興味がある方は積極的に参加してくれると思うので、そこを念頭に置いてもっと進められたらよいのではないかな。

委員： 日南市の高齢者クラブの中で、今年 6 月から県警等の詐欺事件等の講話を受けている。詐欺の電話の対応方法や、そういった電話を拒否できる電話の設定方法も講話に入っており、皆さん大変喜ばれている。県警と連携した講座も取り入れたらどうか。

事務局： そういった良い事例を横展開していけたらと思う。

委員： 自身の祖母も訪問点検被害に遭いそうになったが、自身が近くにいたため未然に防げた。相談者の地域の状況は把握されているか。例えば過疎地域や、10 キロ圏内に 1 人ポツンといるような状態など。周りに人がいない地域だと闇バイトのような者が訪問してくる。過疎地域などが狙われやすく、それが相談や被害に繋がっているのであれば、パトロール強化をすることで相談や被害が減るのではないかな。そういったことも検討いただけたらいいと思う。

事務局： 分電盤点検商法の例だと、高齢者の多い団地に電話をかけて訪ねてくる。県内でも転々と電話をかけて訪ねており、業者も巧妙な手口をつかっているようだ。警察と情報共有を行い、未然防止を図っていききたい。また、県では見守りネットワークを設置して、構成員である郵便局員などが配達時に高齢者の見守りを行うなどして、地域全体で見守り強化に取り組んでいる。地域においてより見守りの体制強化を図るため、市町村へ見守りネットワークの設置を呼びかけているところである。